

新型コロナウイルス感染症対策
特別委員会記録

令和2年9月24日

【開催日】 令和2年9月24日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午後1時30分～午後2時19分

【出席委員】

委員長	高松秀樹	副委員長	山田伸幸
委員	伊場勇	委員	水津治
委員	長谷川知司	委員	藤岡修美
委員	松尾数則	委員	宮本政志
委員	吉永美子		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野泰	副議長	矢田松夫
----	-----	-----	------

【執行部出席者】

副市長	古川博三	福祉部長	兼本裕子
福祉部次長兼社会福祉課長	岩佐清彦	福祉部次長兼健康増進課長	尾山貴子
健康増進課課長補佐	大海弘美	健康増進課主査	林善行
健康増進課健康管理係	田中裕介		

【事務局出席者】

事務局長	尾山邦彦	事務局次長	石田隆
------	------	-------	-----

【付議事項】

- 1 議案第99号 令和2年度山陽小野田市一般会計補正予算（第12回）について

午後1時30分 開会

高松秀樹委員長 皆さんこんにちは。それではただいまより新型コロナウイルス

ス感染症対策特別委員会を行います。本日は付議事項として議案第99号、第12回の一般会計補正予算についてでございます。この件について、執行部の説明を求めます。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 それでは、令和2年度山陽小野田市一般会計補正予算（第12回）について御説明いたします。補正予算書の7、8ページをお開きください。4款衛生費、1項保健衛生費、8目新型コロナウイルス対策費2,666万9,000円の増額分は、山口県の委託事業を活用し、山陽小野田市に地域外来・検査センターを設置するためのものです。新型コロナウイルス感染状況を鑑み、発熱外来の再開時期や再開時の体制については、早くから市医師会と協議を重ねてまいりましたが、7月以降、県が地域外来・検査センター設置に向けた動きを始められたことから、本市における地域外来・検査センター設置の必要性などの内容も加え、協議を進めてきたところですが、かなり内容が固まってきたことから、9月初旬に、市医師会、市内公的3病院、県の担当者の参加の下、会議を開催し、本市の地域外来・検査センターの在り方について、参加者に概ね了承が得られたこと。また、県にも手法について概ねの了承を得ることができたことから、その後、詳細を詰めていき、10月初旬に開設できる体制が整ったため、その設置に必要な予算を計上するものです。では、まず本市における地域外来・検査センターの概要について御説明いたします。資料1を御覧ください。まず、開設予定日は10月5日を予定しております。ただし、その後2週間は、試行的な実施とし、本格的な実施は10月19日を予定しております。次に検査センターの開設場所は、健康増進課です。ただし、ここで検体採取を行うわけではなく、検体採取は市の登録医療機関で実施します。次に、受付時間等です。まず、検査センターへの予約受付は、登録医療機関からのみの受付となります。その時間帯は月から木の9時から17時と金曜日の9時から13時半までです。いずれも祝日の場合は除きます。(2)の検体採取対応時間ですが、検体は鼻咽頭ぬぐい液を採取します。登録医療機関で行うため、その医療機関の月から金の診療時間内で、金曜日

のみ14時半までです。これは検査機関の検査体制に合わせて時間設定をしたものです。(3)の検体検査対応時間ですが、こちらは祝日を除く月曜日から金曜日の11時及び15時半の2回、この2回に検体を搬入して検査を行う予定です。次に対象者です。対象者は市登録医療機関の医師が新型コロナウイルス感染症の検査が必要と判断した方です。よって、本人の希望で検査を行うものではございません。2ページを御覧ください。検査方法は、抗原定量検査とPCR検査です。当面は抗原検査のみですが、これは抗原キットではなく、機械を用いて行う感度の高い検査方法を用います。検査費用は、検査自体は行政検査として実施しますので自己負担はございません。ただし、診察料など診察に係る費用は保険診療による自己負担分が掛かります。次に、検査・結果通知の流れです。資料2も横に置いていただいて、併せて御覧いただきながら流れについて説明をさせていただきます。発熱など気になる症状がある患者さんは、まずは掛かり付け医を受診していただきます。資料2で言えば、左上の緑色の部分です。掛かり付けの先生が、いわゆる青で印をしている登録医療機関か否かというのは、患者さんには分かりませんが、もし掛かり付け医が登録医でなかった場合は、掛かり付けの先生から登録医へ紹介依頼を掛けていただくようになります。もし、掛かり付け医が登録医だった場合は、検査の必要があると医師が判断されれば検査へと流れていきます。ここで資料2のピンク色の部分、検査機関Aを御覧ください。ここで検体の検査を行うようになりますが、検査機関では、午前20件、午後20件が処理限度件数ですので、検体の数をコントロールする必要があることから、青色の登録医療機関は、まず黄色で印をしております検査センターに予約を入れてから検体採取を行います。各登録医療機関で採取された検体は、午前1回、午後1回、検査センターが回収に回り、検査機関Aへ搬送します。検査機関Aでの検査結果は、一旦検査センターへ連絡が入り、その後、掛かり付け医へ連絡、そして陽性者への対応は宇部健康福祉センターが行うようになります。よって、本市の場合、黄色の部分の検査センターそのものの機能といたしましては、登録医療機関からの予約受付、検体の回収、検体者リストの作成や

各種書類のやり取り、請求事務や結果通知などの事務的なものになります。少し複雑な流れに見えるかもしれませんが、この形はインフルエンザのまん延時期の対応を視野に入れ、医師会の先生方が中心となられ、できるだけ早くに患者さんの状態に合った治療が提供できるための仕組みとして考えられたものです。この方法の最大のメリットは、感度の高い検査結果が早く得られ、患者さんにとっては早くに状態に合った治療が受けられることです。民間のPCR検査機関へ検査を依頼した場合、現状では、結果が出るのが検体採取の翌日を言う場合がほとんどです。患者さんの側からすれば、検体を採って約丸1日以上たって、例えばですが、そこでコロナが陰性だったという確認ができてからほかの疾患の治療に移るとい形になりますが、この方法であれば、午前中に搬入した検体の結果は原則その日の12時半頃に、15時半に搬入した検体の結果はその日の17時頃に結果が分かるため、陰性の場合は早期に別の疾患を疑った検査や治療に移れます。以上が大まかな流れとなります。先ほど10月5日から試行的実施と申しましたが、試行期間は資料2の青色の登録医療機関数、ここに関して数箇所の協力を得て行うようにしております。そして試行期間中に、課題出しを行い、また並行して、市内の医療機関全てに改めて登録医療機関になっていただけないかを投げ掛け、10月19日は、検体採取をされる登録医療機関が増えた状態で本格的な開始をしたいと考えております。また、今後、ピンク色の部分の検査機関も増やしていきたいというふうに考えております。次に、この事業に係る経費について御説明いたします。補正予算書の7、8ページと資料1の2ページを御覧ください。4款衛生費、1項保健衛生費、8目新型コロナウイルス対策費のうち2節給料及び3節職員手当等、4節共済費は、検査センターの事務を行う会計年度任用職員1名分の給料及び職員の時間外勤務手当です。11節需用費、消耗品費475万5,000円の主なものは、検体採取に係る防護服やマスク、フェイスシールドなど感染対策に要する消耗品を購入するための費用、燃料費3万円は検体回収に係るガソリン代です。12節役務費、通信運搬費1万2,000円は、検査センターで使用する専用携帯電話の通信料です。13

節委託料 1,992万円は、検査機関に支払う検査委託料です。18節備品購入費のうち庁用器具費 23万8,000円は検体を回収する際に使用する保冷バックの費用、機械器具費 10万円は検査センターに関する備品などの費用です。これら費用に係る歳入は、5、6ページをお開きください。先に、21款諸収入、4項雑入、2目雑入、4節衛生費雑入 2,160万円の説明をさせていただきます。この検査検体搬送料は、登録医療機関が採取した検体の検査搬送料です。先ほどの資料2を御覧ください。青色の登録医療機関に患者さんが受診された際、登録医療機関は診療報酬を得られますが、検査は自院ではなく、ピンク色の検査機関で行うようになるため、その検査に関する費用を一旦検査センターへ支払っていただくようになります。それが検査検体搬送料となります。そして、その後、検査センターからピンク色の検査機関へ検査委託料を支払う形となります。次に、補正予算書の5、6ページの上側に戻っていただいて、16款県支出金、3項委託金、3目衛生費委託金。1節保健衛生費県委託金 506万9,000円は、本事業に係る歳出総額 2,666万9,000円から21款諸収入で得られる予定の 2,160万円を差し引いた額を全額、地域外来・検査センター事業費として県が負担するものです。なお、この事業は山口県からの委託事業となりますが、現在、県においては6月補正で3か月分の運営費を予算計上していることから、本市においても、この度は3か月分の運営費を見込んで計上しております。残り3か月分の運営費につきましては、今後、補正予算で計上する予定です。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

高松秀樹委員長 それでは執行部の説明が終わりました。今回もコロナ対応で委員会運営をしていきたいと思っておりますので御協力をお願いします。それでは、委員の質疑を求めます。

吉永美子委員 資料2で登録医療機関ということで、これを今後増やしていく予定ということなんですが、この登録医療機関になるためには、何か条件があるのでしょうか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 市からは条件は提示をしておりません。

吉永美子委員 いわゆる医院であればどこでもできるということで、そうすると、掛かり付け医としては、登録医療機関になるとどういうメリットがあるということになりますか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 登録医になるメリットとして、直接お伺いをしたことはございません。ただ、この構想を練る中で医師会の先生方とお話ししているのは、やはり今からの季節は圧倒的にインフルエンザの患者さんが増えると。その方を迅速に検査できる体制が作れるというようなことは伺っております。

藤岡修美委員 検査委託料1,992万円、これの件数と単価を教えてくださいませんか。

林健康増進課主査 こちらの抗原検査とPCR検査を今予算計上しております。抗原検査に関しましては単価を7,600円、掛ける1日最大で20件程度を見込んでいますので20件、掛ける1か月を20日、掛ける3か月分で912万円。PCR検査に関しましては、検査代1万3,500円、掛ける20件の1か月を20日で、抗原検査を先にやりますのでPCR検査を一応2か月見込んでいまして1,080万円を予算計上しております。

山田伸幸副委員長 先日の一般質問及び民生福祉委員会で、市民病院のほうでPCR検査機を購入するというふうに発言をされておりますが、このPCR検査機が、この後で出てくるPCR検査をするというそういう機械になるのでしょうか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 そこも視野に入れて検討はしております。た

だPCR検査でほかに委託できるようなところも今模索しておりますので、一応その辺も見込んで予算計上しております。

山田伸幸副委員長 では、今後もPCR検査ができるような、そういう医療機関が見込まれているというふうに考えてよろしいでしょうか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 今後、検体件数自体が多くなるのが、もう予測されておりますので、ここはもう医師会とも一緒になって、民間も含めて検査機関を今当たっているところです。

山田伸幸副委員長 検体を採取する場所なんですよ。私自身が実際に体験したことでいうと、もう部屋の中が全部ビニールで覆われて、嚴重な中で先生も嚴重な防護服及びフェイスシールド、ゴーグル等を装着されて、そして検体採取をされるわけですが、もし、これを開業医がやる場合、そういう部屋が別に必要ではないかなと思うんですが、その辺は検討されているのでしょうか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 その辺の話もしております。最初の時点で登録医療機関になっていただける病院においては、ほとんどの先生が屋外で採取をされる予定というふうに伺っております。

吉永美子委員 何て言うかな、浮かんでこないのをお聞きしたいのですが、この資料の中で事業費の歳出2,666万9,000円というところで、内訳が出ておりますね。これが事務の方っていうことで言われたんですけども。そうすると、要は、消耗品費から燃料費、通信運搬費、そして庁用器具費、検査機関の検査委託料を除く部分については、どなたに係るお金なんですか。この1名の方ではなくてですか。具体的にはどうなるのでしょうか。

林健康増進課主査 まず、人件費に関しましては、こちらのセンターに使われ

る会計年度の1名の人件費になります。消耗品に関しましては、今後インフルエンザやコロナが流行したときに、開業医の方たちも、もちろんマスク、防護服等がかなり必要になってきますので、必要に応じてセンターで購入して、市内の登録医療機関等に配布していこうと今考えております。あと庁用器具費、機械器具費に関しましては健康増進課がセンターになりますので、そちらで使用する予算になります。

吉永美子委員 このいわゆる今、燃料費と言われましたが、回収に行ったりとか、それとか電話ですね、そういった対応っていうのはどなたがされるんですか。このお1人の方なんですか。

林健康増進課主査 健康増進課内、もちろんこちらの会計年度職員の方がいらっしゃるのも含めてですけど、健康増進課の職員で対応しようと思っております。

宮本政志委員 資料1の2ページの6番の先ほどの検査方法の中で、当面は感度が高い機械を使って抗原検査しますっておっしゃったんですけど、PCR検査と精度は変わらないってことですか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 いろいろな説明をされる先生がいらっしゃるんですけど、一応私どもが受けている説明によると、ほぼPCRと同等の感度というふうに聞いております。

宮本政志委員 それから予約を入れてから検体採取って言われましたよね。仮に予約がもし殺到した場合は、検体採取するまでに数日間空くっていうことはあり得るんですか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 どれぐらい殺到するかにもよると思いますが、まずあまり殺到しないときであれば、例えばですが、翌日の採取に回っていただくということはあると思います。で、例えばもう1週間も

予約が取れないような状態になるようであれば、逆に検査機関をもう増やしていくことを今検討しておりますので、そういう事態にはならないようにしたいとは考えております。

宮本政志委員　　そうでしょうね。例えば、登録医が少なくて、検査しないといけない人がどっと増えた場合に、数日間もし待機せんにゃいけない場合に、その方々が感染している可能性がありますから、そういった方々に対してはどのようなふうに市は対応されるんですか。自宅待機ですか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長　　本当に検査が必要な方であれば、例えば圏域内であれば宇部市の検査センターも現在ございますし、あともう濃厚接触でかなりリスクが高いという方であれば県に連絡しての対応等もできると考えております。

宮本政志委員　　さっきの説明であったかもしれませんが、回収した検体を検査機関に、どなたがどのように持っていかれるんでしょうか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長　　市の健康増進課の職員が箱に入れて。それで一応検体の危険度も全て確認をしております。この度やる鼻咽頭で採るぬぐい液を入れる試薬の中に、かなりウイルスを不活化させるようなものが入っているというふうに聞いており、ほぼ危険性はないだろうと。ただ、やはり用心するにこしたことはございませんので、今医療機関のほうで二重にジップロック等で密閉していただいて、なおかつ搬送に当たる職員も手袋、マスク、こういう着用ぐらいでいけるんじゃないかということで、今そういう予定にしております。

山田伸幸副委員長　　検体採取は、密閉された容器から取り出されて、綿棒のようなもので採取して、それをまた密閉した容器に戻すということだと思うんですね。問題は、先ほど説明があった屋外で採取ということなんですが、これは車で待機していただいて、それに先生が行って採取する

のか。若しくは、よそでやっているようなドライブスルー方式、テントを設置して、それに横付けして採取するのか。その辺は何か具体的に明らかになっている部分がありますか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 採取の方法は多分、医療機関によってまちまちではないかと思えます。車庫のようなものを利用される予定というところも聞いておりますし、別ルートをちょっと作って採取するというお話も聞いております。

吉永美子委員 検査機関A、資料2にございます。これはたしか先ほど増やしていかれると言われたんですが、今この想定としては市内に検査機関を持って、そこに持っていくっていう考え方なんですか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 市内、市外を含めて検討していきたいと思っております。

吉永美子委員 なぜお聞きするかというと、燃料費が3万円しかないんですよ。だから遠いという想定があっちゃいけないと思っているんですけど。この3万円の出し方はどういうふうに考えましたか。

林健康増進課主査 燃料費に関しましては、一応、1万円掛ける3か月と考えております。こちらは、すいません。ちょっと大枠で予算を立てるときに1万円と考えていまして、そちらで3万円としております。

水津治委員 検体の回収搬送の中で、一旦、保健センターに持ち帰って、また検査機関に行くっていうことはあるんですか直接回収と同時に、検査機関ですか。

大海健康増進課課長補佐 検査センターに検体を持ち帰ることはなく、検査センターを出発し、医療機関を回りながら検査機関に搬入するというふう

に考えております。

水津治委員 燃料費の予算計上はあるんですが、車両費っていうのがないんですが、今ある市の車を運用するのか。その場合、この期間は専用として使うのか、その点を教えてください。

大海健康増進課課長補佐 公用車を使うということにしてはおりますが、午前午後とありますので専用で使う予定にしてはおります。

水津治委員 他の業務で使われることはないっていう——可能性はあるわけですね。これによって安全面が危惧されるようなことがないように是非お願いしたいと思います。

松尾数則委員 この対象者の判断が非常に曖昧なんです。というのは、私の友達でも熱があるんで検査をしてくれと言っても全然何もされなかったっていうのが何人もいます。今回はこういう状況が変わって感染症の検査が必要と判断されるっていうのは、これ当然医師が判断されると思うんですが、従来とは、流れが変わった、例えば、外国に行った経歴がないと駄目だとかというのがあったんですけど、今回流れが少しは変わったんでしょうか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 どの時点と比較してというのが分かりづらいんですが、現在、とにかくもう医師が必要と判断された方が対象となります。

吉永美子委員 ちょっと分からないので逆に教えてほしいんですけど、抗体検査だったか抗原検査だったか、どっちかが陰性だったらPCR検査を結局しなければいけないとかいう話があったけど、今回うちの場合はどういうふうになるんですか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長　今おっしゃられたのは、もしかすると抗原キットのお話かなとは思いますが、今うちがやろうとしている抗体検査の陰性の一致率というのは、99.7%とされています。ですから、逆に陰性という判定が出れば、ほぼ陰性というような検査で、これはほぼPCR検査と同等の特異度になります。

吉永美子委員　逆に言うと、これから先ほど御説明があった抗原定量検査及びこれから先、PCR検査って言われた。逆になぜPCR検査をこれから先に入れなきゃいけないんでしょうか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長　先ほど申しましたように、今この検査機関Aで扱える検体数というのが午前10件、午後10件という限度がございます。ですから、より多くの検査が必要になることを考えれば、検査機関自体を増やしていかないといけない。これが抗原になるのかPCRになるのか、そこがまだ読めませんので、一応検査方法としては、抗原若しくはPCRというふうな形で書かせていただいております。

吉永美子委員　検査機関を増やそうとされている、増やしていかれるんですけど、それはPCRはできるけど逆に抗原ができないとか、今まだ想定できない、どういうふうな形の検査をしてくれるかが分からないから両方やるような形を作るということですね。

尾山福祉部次長兼健康増進課長　できれば、より多くの検査機会を確保したいと思っております。

高松秀樹委員長　要は、抗原定量検査はPCR検査と同等で誤差が少なくて、この抗原定量検査については検査機関Aで取扱いをします。しかし、今後検査機関BとかCとかDが出てきた場合に、もしかしたらPCR検査の取扱いがあるかもしれないから、こういう記入になっておるといふふうに思っているんですかね。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 そのとおりでございます。

吉永美子委員 抗原検査はできないけどPCR検査はできるとかいうことがあるんですか。PCR検査ができれば抗原検査もできるということではないんですね。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 そのとおりでございます。

松尾数則委員 確認を取っておきたいんですが、健康増進課では検体採取いたしません。こういうことは医師でないと検体採取はできないという意味なんでしょうか。というのが、今後増やしていく予定というのが書いてあるんですが、いろんな形で検体採取が増えるといういろいろ広がりやすいのかなと思って。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 まず、検体採取を医師でないとできないのかという御質問ですが、これは医師でなくても、例えば臨床検査技師だとか、そういった方でも可能です。ただ、あくまでも今からインフルエンザとかそういうふうな患者が増える中で、診断も同時にできる体制を取るというのが、この度の大きな目的ですので、検査センターで検体を採ることは考えておりません。

伊場勇委員 資料2の黄色い枠のところなんですが、結果通知のことについて、基本的には登録医療機関へというふうに記述しておりますが、この基本的にはというところの説明と、登録医療機関へその結果が行くのかというところを少し説明してください。

大海健康増進課課長補佐 今の御質問ですけれども、資料の3ページの結果通知のところを御覧になっていただけたらと思います。基本的にはという書き方になりますが、陰性者については市登録医療機関から結果通知、

そして陽性者につきましては検査センターから結果通知をします。これにつきましては、いち早くやはり陽性者の方には結果を通知すること。そして保健所等の指示も仰ぎながら、きちんとした体制を取ることっていうことがございますので、陽性者に関しましては検査センターから直接御連絡をさせていただくようにしております。

高松秀樹委員長 資料1の開始予定日のところの10月5日からで、最初2週間は試行実施、10月5日から2週間試行実施、10月19日から本格実施ってあるじゃないですか。この試行実施と本格実施の違いってというのはどういうことなんですか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 一番大きな違いは登録医療機関数になるかと思えます。医師会と協議する中で、まずは、やはり広く登録医療機関を広げるのではなくて、数箇所の医療機関で試してみようと。今全てが頭の中のシミュレーションになっておりますので、実際に行うことで見えてくる課題もあるんじゃないか。それは数箇所の医療機関でやっていきたい。これが試行期間の動きになります。そして、その2週間の間に先ほども申しましたが、医師会に広く登録医療機関になっていただけないかというような投げ掛けを行い、体制を万全に整えた上で本格実施としたいというふうに考えております。

高松秀樹委員長 4番の市の登録医療機関は何箇所あるっていうことはお答えできるんですか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 これは徐々にまだ増えてまいりますので、固定された数字はございません。

高松秀樹委員長 10月5日現在で何箇所の予定っていうのは言えるんですか。言えなかったら言えなくても結構なんですけど。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 非公表とさせていただきたいと思います。

高松秀樹委員長 名前も含めて非公表ですよ。その非公開の理由を教えてください。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 この辺りのお話も医師会の先生方とも幾度となくしてきたところですが、やはり一番気にされていたのが、検査ができると思い込まれて患者さんが殺到されることで、通常の診療にかなり差し障るのではないかとということが一番懸念されているところでした。

高松秀樹委員長 でも現実問題、今から本当にこれを運用したときに、掛かり付け医に行って、掛かり付け医がこれちょっと検査の必要がありますよねって言って次を紹介されるわけですよ。そのときにはもちろん具体的にここの病院に行ってくださいっておっしゃられて行って、その受けられた方はもう御存じなわけですよ。そこから拡散をされていくんじゃないかなと思うんですけど。それが拡散されないような何か方策をお持ちなんですか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 そこでは一応は言わないでくださいねというような説明はいくと思いますが、それが必ずしも守っていただけないかもしれないというところも医師会の先生方も了解済みでございます。

吉永美子委員 資料1の2ページのところで人件費161万4,000円ってありますが、これは現実には、この会計年度任用職員のためには43万9,000円よろしいんですか。何かこのように詳細が書いてあるけど、どうなんですか。この内訳を教えてくださいませんか。検査センターの会計年度任用職員です。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 給料と通勤手当と期末手当、それと社会保険

料、これが会計年度任用職員分になります。

吉永美子委員 この方については、どういう形なんですか。これから採用なんですか。いつまでなのかっていうところ、どのような形になるんですか。

林健康増進課主査 こちらに関しましては、議決いただいた後に募集して、採用されて、一応3月末までを予定しております。

吉永美子委員 これは10月から始めて、最初からおられるっていう形の想定ではないということですね。

林健康増進課主査 そうです。もちろん議決をいただいて、その開始するときからになりますので、採用されてからになります。

山田伸幸副委員長 消耗品のことなんです。一時期マスクとか手袋、消毒液等が大変不足しておったんですが、この防護服だとか、フェイスシールドとか、医療機関においてフェイスシールドを自作されたというふうな話もあったんですが、今はそういったことを解消されて、全てすぐ必要な枚数がそろおうのかどうなのかその点いかがでしょうか。

林健康増進課主査 こちらに関しましては、今現在、市でも購入しておりますけど、国から各医療機関、診療所に対して、かなり配布されています。計画的にフェイスシールド、ガウン、マスク等は、定期的に診療所に配布されていますし、国も今後また備蓄計画を立てて、インフルエンザに備えて配布を予定されていらっしゃると思いますので、各診療所に関しましてはマスク、フェイスシールド、ガウン等はあると思いますし、もし不足すれば、こちらで購入しているものもありますので、そちらで対応していきたいと思っております。

山田伸幸副委員長 一番肝腎な検体を採取するもの、これは十分な量を確保さ

れているんですか。

林健康増進課主査 一応ガウン等は、もちろん市に寄附していただいた分もありますし、購入した部分もあります。あとマスク、フェイスシールド等も市で購入しております。また、配布等もあると思いますので、こちらで十分対応できると考えております。

山田伸幸副委員長 実際に検体を採取する、先ほど私が言った、密閉された容器ですね、これは数はあるんですか。

林健康増進課主査 一応確保してますので、確保できております。

高松秀樹委員長 ここで5分休憩しましょう。11分ですので16分まで暫時休憩いたします。

午後2時11分 休憩

午後2時16分 再開

高松秀樹委員長 それでは委員会を再開いたします。

吉永美子委員 最後に1点聞きたいと思います。先ほど会計年度任用職員を1人、採用があることはいいことなんですけど、募集して3月までということですが、この事業自体は12月末まででしょう。その後のこの方の役割はどうなるんですか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 まず、この事業は、この度の補正予算は3か月分ですが、一応、来年の3月までの半年は行う予定にはしております。その後はちょっと、そのときのコロナの状況によるかなというふうに考えております。

宮本政志委員 ちよっともう1回説明していただきたいのが、歳入の6ページに検査検体搬送料っていうのがありますよね。この歳出の8ページは検査委託料ってあります。ちよっとそれぞれもう1回詳しくお聞きしていいですか。

林健康増進課主査 歳入の検査検体搬送料に関しましては、資料2に、登録医療機関、検査をして検体採取までを行うような形で判断する。そこで医療機関が全てまず診療報酬で請求します。ただ、そこでは検査はしませんので、検査料まで含めて取っていますので、地域外来・検査センターに検査料を一旦納めていただきます。それがこちらの検査検体搬送料です。支払のほうの検査委託料に関しましては、地域外来・検査センターから検査機関に支払うような形の支出になります。

高松秀樹委員長 恐らく、搬送料って書いてあるんで、何か運ぶのにお金がもらえるのかなっていうことなんですけど。ここのこの説明部分っていうのは、これがやっぱり正しい説明になるんですか。

林健康増進課主査 こちらは一応、検査検体料、搬送料も含めての形になります。こちら診療報酬に搬送料も含まれていますので、そちらを含めて名称を入れております。

山田伸幸副委員長 検査センターの会計年度任用職員の身分ですが、この方は保健師であるとか、そういう何か資格が問われるんでしょうか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 いえ、特に資格は要しません。

高松秀樹委員長 そのほか質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは質疑を終わりました、次に討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは採決に入ります。議案第99号、令和2年度山陽小野田

市一般会計補正予算(第12回)について賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

高松秀樹委員長 全員賛成で可決すべきものと決しました。以上で新型コロナウイルス感染症対策特別委員会を終わります。お疲れ様でした。

午後2時19分 散会

令和2年(2020年)9月24日

新型コロナウイルス感染症対策特別委員長 高松秀樹